

## ◇災害時における建設事務所等の体制について

## 問1. 神戸

平成から令和元年に変わったとき、災害のない年にしたいと誰もが思いましたが、台風が次から次へと日本列島を襲い、大きな被害をもたらしました。被害が大きすぎて復旧活動も難航し、被災地は大変でした。そこで災害時における建設事務所等の体制についてお伺いします。

道路や河川などを管理する建設事務所は、災害時に県民事務所に設置される災害対策本部方面本部と連携することになっているのかお尋ねします。連携することになっている場合、どのような連携体制を取るのかお伺いします。

## 答1. (建設企画課主幹)

愛知県災害対策実施要綱では、災害時には、建設事務所は県民事務所長をトップに開設される各方面本部の構成組織に組み込まれており、建設事務所職員を連絡員として配置し、自ら管理する土木施設の被災状況やその対応状況の報告、及び他機関との連絡調整を行うことになっております。

具体的には、多くの防災関係機関が各々の応急対策活動を行う上で、最も重要な「道路」の場合、救急搬送や緊急物資輸送に必要となる「道路通行可否情報」を提供するとともに、建設事務所長が参加する「方面本部員会議」において、被害状況に応じて決定する優先順位に基づき、道路啓開作業を行うなど、連携して対応することとしております。

なお、この道路啓開作業にあたっては、防災関係機関との相互協力が必要になりますので、定期的実施される方面本部や支部における運用訓練などに参加し、連携・協力体制の強化を図っております。

## 問2. 神戸

千葉県が台風15号で被災した際の新聞記事では、国の職員は泊まり込みで来てくれたそうですが、被災した市町村に県の職員が派遣されなかったと聞きました。色々行き違いがあったようですが、本県の建設事務所は、それぞれの管内の市町村役場に職員を派遣できる体制になっているのでしょうか。また、管内の道路や河川などの(市町村管理の施設も含め)被害状況を直ちに把握できる仕組みになっているのかお尋ねします。

## 答2. (建設企画課主幹)

市町村役場に現地対策本部が設置されるような大規模災害時には、方面本部・支部の「先遣・情報収集チーム」と「支援チーム」に登録された職員を市町村に派遣する仕組みになっており、「先遣・情報収集チーム」は方面本部長が必要と認める場合に、「支援チーム」は災害対策基本法(68条)に基づき市町村長から応援要求があった場合に、それぞれ派遣いたします。

建設事務所は、方面本部内では、先ほど申し上げた方面本部と建設事務所をつなぐ「連絡員」を配置し、管理施設の被害・応急対応状況の報告や他の地方機関との連絡調整を行うことになっており、市町村に派遣される体制にはなっておりません。

これは、大規模災害となれば、建設事務所が管理する施設も相当程度の被害が発生していることが想定され、その対応に当たるため人員に余裕がなくなり、市町村への職員派遣が困難となる可能性が高いためです。

ただし、建設事務所が管理する施設の被害が局所的なもので、その応急対応の調整のために、建設事務所職員を現地対策本部に派遣することが効果的であると所長が判断した場合は、市町村への職員派遣を検討することとしております。

一事例ですが、平成26年2月に発生した奥三河地方の大雪災害で県道が通行止めとなり、豊根村の一部地域が孤立した際には、所長判断により役場に職員を派遣いたしました。

次に、管内の土木施設に関する被害状況を把握する仕組みにつきましては、自ら管理する土木施設については、防災安全協定に基づき、地元の協定業者に速やかに巡視を指示し、被害状況を把握する体制を執っております。一方、管内市町村が管理する土木施設につきましては、方面本部の「先遣・情報収集チーム」を通じて把握することになります。

### 問3. 神戸

**災害が起きた場合、一刻も早く被災した現場の情報を把握し、どのような対策を取るのかが重要だと思います。またその対策を指示する指揮官が真っ先に駆け付けることが必要だと思いますが、現状の災害時に建設事務所長は、すぐに事務所に駆け付ける仕組みになっているのでしょうか。例えば、事務所の近隣に宿舎を借り上げ、災害が起きた時にすぐに駆け付けることができるように、近くで宿泊できるような仕組みはありますか。そうでない場合は、そのような検討はされているのかお尋ねします。**

### 答3. (建設企画課主幹)

各建設事務所長には、災害時に優先回線を使用する「災害用携帯電話」の常時携帯を義務づけており、各種警報が発表され相当規模の災害が発生する恐れがあるなどの第二非常配備・警戒体制以上の事態が生じた際には、「職員非常呼び出しシステム」及び「携帯電話メール」の2つのルートで即時に伝達する体制としております。

また、大規模災害発生のような緊急時の対応として、当該事務所に概ね1時間以内に参集できる職員を建設事務所長が登庁するまでの間の代行者に指名しております。

なお、台風の接近が予想され、災害の発生が危惧される場合などにおいては、各建設事務所長独自の判断により、あらかじめ事務所に待機するなど、状況に応じて対応しているのが実情です。

したがって、ご質問のような所長が宿泊できる体制になっておらず、こ

れまで建設局として検討しておりませんが、同様な質問は、9月議会の総務企画委員会でも頂いており、災害時対応のための宿舍の借り上げにつきましては、全庁的な課題であると認識しております。

#### 問4. 神戸

今年は台風の被害が多く、今年最悪の被害を出した台風15号、河川の氾濫は全国で71河川、5万3000棟以上に浸水被害をもたらした台風19号、四国から関東甲信、東北に及ぶ広範囲で大雨を降らせた台風20号と、次から次へと大きな災害をもたらしました。一時期、ボランティアの受け入れもできないような状況もありました。そのような災害時には自衛隊との連携が重要になると思います。

一般的に災害対処の初動は、「消火」「人命救助」「緊急治療」「緊急輸送」「緊急避難」であるといわれ、まず自助、互助が重要で、そして公助、すなわち消防、警察、自衛隊などの公的防災機関の出動となります。災害の規模が大きくなればなるほど、情報、通信、医療、輸送、給食、給水、入浴、施設などあらゆる機能が不可欠となります。

自衛隊はこれらすべての機能を保有する組織であり、災害時にすぐに被災地に出向き、救助活動を行うことができます。先日、消防・防災議員連盟の研修会で、地元の陸上自衛隊の春日井駐屯地指令の講演があり、「自衛隊における災害派遣の取組」の話伺いました。このような災害時に備え、例えば春日井市にある駐屯地等と合同訓練をおこなっているのかどうかお尋ねします。

#### 答4. (建設企画課主幹)

発災直後に、建設局が担う道路啓開作業は、最優先される救出・救助活動や被害の拡大防止、緊急輸送物資の搬送等に寄与する極めて重要な初動活動です。

この道路啓開作業は、建設事務所が防災安全協定を締結している地元

の建設業者と自衛隊を始めとする消防や警察などの防災関係機関とが連携して行うことが想定されます。発災直後の混乱期の中で、この道路啓開作業を円滑に進めるためには、作業を共にする防災関係機関が各々の役割を理解し、被災現場での活動イメージをより具体的に持つことが必要であると考えます。

このため、昨年度から、実際に被災地で活動された経験がある春日井駐屯地の自衛官を講師にお招きし、協定業者と建設局・防災安全局・市町村の職員を中心に、「道路啓開に関する勉強会」を開催しております。

昨年度は、試行として尾張建設事務所を対象に開催しましたが、今年度からは、全県に浸透させるべく、県内を3地区に分けて、3年に1回ずつ順次開催することとし、11月に西三河地区で開催したところです。

なお、昨年度の勉強会が好評であったため、尾張建設事務所においては、独自に春日井駐屯地にお越し、1月下旬頃に開催する方向で調整を進めております。

その他に、防災安全局が主催する「総合防災訓練」や「津波・地震防災訓練」に、また、国土交通省中部地方整備局が直轄河川において主催する「総合水防演習・広域連携防災訓練」に、自衛隊を始めとする防災関係機関とともに建設事務所も参加しており、今後も、このような訓練を通して連携強化に努めてまいります。

## **要望：神戸**

**県民事務所は、方面本部体制を拡充強化するような動きであると聞いております。今年、愛知県は大きな災害に当たりませんでした。正に「災害は忘れた頃にやって来る」というよりも、今年は「次から次へとやって来る」という年だったと思います。大きな災害が起きた時に、建設事務所の災害時の働きは大変重要であると思いますので、県民事務所と密接な連携を取って、いざという時の災害時の体制を整えておくことを要望して終わります。**